

平成28年
第2回
定例会

埼玉西部消防組合議会会議録

目 次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

議 事

月 日 曜日 議 事

7月29日（金）

○議事日程	3
○議員の紹介	7
○委員の紹介	7
○開会及び開議の宣告（午後2時04分）	
○議事日程の報告	7
○議席の指定について	8
○議会運営委員会委員長報告	8
○議会運営委員の補欠選任について	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○諸般の報告	9
○議事日程の追加	11
○緊急質問	12
8番 齋藤忠芳 議員	12
○休憩（午後2時17分）	

○再開（午後2時18分）	
○緊急質問（続き）	13
○管理者提出議案の上程（議案第20号）	13
○提案理由の説明	14
荒幡 消防長	
○質疑	15

2番 赤 川 洋 二 議員	1 5
○討 論	1 6
○採 決	1 6
○管理者提出議案の一括議題（議案第21号～議案第25号）	1 6
○提案理由の説明	1 7
荒 幡 消防長	
○質 疑	1 9
2番 赤 川 洋 二 議員	1 9
○討 論	2 2
○採 決	2 2
○管理者提出議案の一括議題（議案第26号・議案第27号）	2 2
○提案理由の説明	2 2
荒 幡 消防長	
○質 疑	2 4
2番 赤 川 洋 二 議員	2 4
○討 論	2 5
○採 決	2 5
○管理者提出議案の上程（議案第28号）	2 6
○提案理由の説明	2 6
荒 幡 消防長	
○質 疑	2 7
2番 赤 川 洋 二 議員	2 7
○討 論	2 9
○採 決	2 9
○管理者提出議案の上程（議案第29号）	3 0
○提案理由の説明	3 0
荒 幡 消防長	
○質 疑	3 1
○討 論	3 1
○採 決	3 1
○議員派遣の件	3 1
○休 憩（午後3時18分）	

○再開（午後3時29分）

○一般質問..... 3 3

1 番 平 井 明 美 議員..... 3 3

1 5 番 中 元 太 議員..... 4 2

○管理者挨拶..... 4 6

○閉会（午後4時12分）

○ 招 集 告 示

埼玉西部消防組合告示第 3 号

平成 2 8 年第 2 回埼玉西部消防組合議会定例会を次のように招集する。

平成 2 8 年 7 月 2 0 日

埼玉西部消防組合

管理者 藤 本 正 人

記

1 期 日 平成 2 8 年 7 月 2 9 日

2 場 所 埼玉西部消防局 講堂

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成 2 8 年 第 2 回 定 例 会

応 招 議 員

1 番	平 井 明 美 議 員	2 番	赤 川 洋 二 議 員
3 番	西 沢 一 郎 議 員	4 番	太 田 博 希 議 員
5 番	加 賀 谷 勉 議 員	6 番	田 村 秀 二 議 員
7 番	石 井 幸 良 議 員	8 番	齋 藤 忠 芳 議 員
9 番	松 本 明 信 議 員	1 0 番	青 木 利 幸 議 員
1 1 番	杉 田 忠 彦 議 員	1 2 番	杉 山 捷 治 議 員
1 3 番	永 澤 美 恵 子 議 員	1 4 番	近 藤 常 雄 議 員
1 5 番	中 元 太 議 員	1 6 番	野 田 直 人 議 員

不 応 招 議 員

なし

平成 28 年
第 2 回
定 例 会

埼玉西部消防組合議会会議録 1 号

平成 28 年 7 月 29 日（金曜日）

第 1 日 議事日程

- 1 開 会
 - 2 開 議
 - 3 議席の指定について
 - 4 議会運営委員会委員長報告
 - 5 議会運営委員の補欠選任について
 - 6 会議録署名議員の指名
 - 7 会期の決定
 - 8 諸般の報告
 - 9 議事日程の追加
 - 10 緊急質問
 - 11 管理者提出議案の上程（議案第 20 号）
 - 12 管理者提出議案の一括議題（議案第 21 号～議案第 25 号）
 - 13 管理者提出議案の一括議題（議案第 26 号・議案第 27 号）
 - 14 管理者提出議案の上程（議案第 28 号）
 - 15 管理者提出議案の上程（議案第 29 号）
 - 16 議員派遣の件
 - 17 一般質問
 - 18 管理者挨拶
 - 19 閉 会
-

本日の出席議員 16名

1番	平井明美議員	2番	赤川洋二議員
3番	西沢一郎議員	4番	太田博希議員
5番	加賀谷勉議員	6番	田村秀二議員
7番	石井幸良議員	8番	齋藤忠芳議員
9番	松本明信議員	10番	青木利幸議員
11番	杉田忠彦議員	12番	杉山捷治議員
13番	永澤美恵子議員	14番	近藤常雄議員
15番	中元太議員	16番	野田直人議員

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

藤 本 正 人	管 理 者	田 中 龍 夫	副 管 理 者
大久保 勝	副 管 理 者	小谷野 剛	副 管 理 者
谷ヶ崎 照 雄	副 管 理 者	荒 幡 憲 作	消 防 長
森 田 浩 之	消 防 局 企画総務部長	鶴 島 敏 和	消 防 局 警 防 部 長
江 口 庸 介	消 防 局 消防署統括監兼 所 沢 中 央 消 防 署 長	浅 見 重 敏	消 防 局 警防部次長兼 予 防 課 長
加 藤 孝 昭	消 防 局 警防部次長兼 警 防 課 長	関 根 義 夫	消防局警防部 通 信 指 令 センター長兼 指令管理課長
堀 口 幸 夫	所 沢 東 消 防 署 長	平 本 洋 明	狭山消防署長
木 口 勝 巳	入間消防署長	松 本 義 夫	飯 能 日 高 消 防 署 長
岸 文 隆	消 防 局 企画総務部 企画財政課長	粕 谷 実	消 防 局 企画総務部 総 務 課 長
大河原 治 平	消 防 局 警 防 部 救 急 課 長	竹 山 登	監 査 委 員

午後 2 時 0 4 分開会

出席議員 1 6 名

1 番	2 番	3 番	4 番	5 番	6 番
7 番	8 番	9 番	1 0 番	1 1 番	1 2 番
1 3 番	1 4 番	1 5 番	1 6 番		

欠席議員 なし

地方自治法第 1 2 1 条の規定による説明のための出席者

管 理 者	副管理者	副管理者	副管理者
副管理者	消 防 長	消防局企画総務部長	
消防局警防部長	消防局消防署統括監兼所沢中央消防署長		
消防局警防部次長兼予防課長	消防局警防部次長兼警防課長		
消防局警防部通信指令センター長兼指令管理課長			
所沢東消防署長	狭山消防署長	入間消防署長	飯能日高消防署長
消防局企画総務部企画財政課長	消防局企画総務部総務課長		
消防局警防部救急課長	監査委員		

◎議員の紹介

○野田直人議長 皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、埼玉西部消防組合議会定例会にお集まりをいただき、ありがとうございます。

まず初めに、所沢市から消防組合に選出されておりました議員に変更がありましたので、御紹介いたします。

松本議員より挨拶をお願いいたします。

○松本明信議員 所沢市議会から参りました松本明信と申します。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手起こる）

○野田直人議長 座らせていただきます。

◎委員の紹介

○野田直人議長 続きまして、埼玉西部消防組合監査委員に就任されました竹山登氏を紹介いたします。

竹山監査委員より挨拶をお願いいたします。

○竹山監査委員 ただいま野田議長より御紹介いただきました竹山登と申します。

先般の平成28年第1回埼玉西部消防組合の議会臨時会におきまして、議員の皆様方には監査委員の選任の御同意を賜りまして、まことにありがとうございました。

既に変な重責を感じながら職務を全うしているところではございますが、今後とも微力ではございますが、今までの経験を生かし、消防組合の監査に公正かつ厳格に推進してまいり所存でございます。議員の皆様方、また消防組合の執行部の皆様方、今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。（拍手起こる）

○野田直人議長 ありがとうございました。

◎開会及び開議の宣告

○野田直人議長 ただいまの出席議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回埼玉西部消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○野田直人議長 本日の議事日程については、お手元に配付してありますが、これによって議事を進行させていただきます。

◎日程第 1 議席の指定について

○野田直人議長 議席の指定についてを議題といたします。

このたび所沢市から選出されました議員の議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において指名いたします。

議員の議席番号と氏名を書記長に朗読させます。

町田書記長。

○町田書記長 議席表により朗読いたします。

敬称は省略いたします。議席番号、次にお名前を申し上げます。

9 番 松本明信

以上でございます。

◎日程第 2 議会運営委員会委員長報告

○野田直人議長 次に、議会運営委員会委員長の報告をお願いします。

議会運営委員会委員長、石井議員。

○石井幸良議会運営委員長 議会運営委員会から報告を申し上げます。

平成28年第 2 回埼玉西部消防組合議会定例会の議事運営につきまして、本日議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

会期につきましては、本日 1 日とし、議事日程といたしましては、お手元に配付されておりますように、まず議会運営委員の補欠選任について、続いて会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告をお願いします。

次に、議案第20号の条例改正について、提案理由の説明、質疑、討論、採決をお願いします。

次に、議案第21号から議案第25号の財産取得について、提案理由の説明、質疑、討論、採決をお願いします。

次に、議案第26号及び議案第27号の財産取得について、提案理由の説明、質疑、討論、採決をお願いします。

次に、議案第28号の決算認定について、提案理由の説明、質疑、討論、採決をお願いします。

次に、議案第29号の補正予算について、提案理由の説明、質疑、討論、採決をお願いします。

続いて、議員派遣について採決をお願いします。

最後の日程として、一般質問を行います。なお、通告者は 2 名となっております。

以上、概要を申し上げましたが、提出されております諸議案が日程のとおり審議の上、決定いただけますよう、皆様方の御協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会委員長より報告といたします。

以上です。

○野田直人議長 以上で、報告を終わります。

◎日程第3 議会運営委員の補欠選任について

○野田直人議長 次に、議会運営委員の補欠選任についてを議題といたします。

7月20日、杉田議員から議会運営委員を辞任したい旨の申し出が議長にあり、許可をいたしました。

後任については、委員会条例第5条第1項の規定により、3番 西沢議員を指名いたしましたので、御報告いたします。

ここで、開会前に行いました議会運営委員会の副委員長長の互選結果について、書記長に報告させます。

書記長。

○町田書記長 報告いたします。

議会運営委員会 副委員長 西 沢 議員

以上でございます。

◎日程第4 会議録署名議員の指名

○野田直人議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

10番 青 木 利 幸 議員

13番 永 澤 美恵子 議員

以上2名の方を指名いたします。

◎日程第5 会期の決定

○野田直人議長 次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第6 諸般の報告

○野田直人議長 この際、諸般の報告を行います。

まず、議長から申し上げます。

埼玉西部消防組合一般会計に係る例月出納検査について、平成28年4月分から6月分までの結果報告が、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました。その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、専決処分の報告について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、管理者から報告がありました。その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、管理者からの報告がありました。その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので、御報告をいたします。

書記長に朗読させます。

〔書記長朗読〕

○町田書記長 朗読いたします。

埼玉西消企第64号

平成28年7月29日

埼玉西部消防組合議会

議長 野田直人様

埼玉西部消防組合

管理者 藤本正人

埼玉西部消防組合議会付議事件について

平成28年第2回埼玉西部消防組合議会定例会に付議する事件を次のとおり提出いたします。

議案第20号 埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

議案第21号 消防ポンプ自動車（その1）の取得について

議案第22号 消防ポンプ自動車（その2）の取得について

議案第23号 消防ポンプ自動車（その3）の取得について

議案第24号 消防ポンプ自動車（その4）の取得について

議案第25号 小型動力ポンプ付水槽車の取得について

議案第26号 高規格救急自動車の取得について

議案第27号 高度救命処置用資機材の取得について

議案第28号 平成27年度埼玉西部消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第29号 平成28年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算（第4号）

以上で朗読を終わります。

○野田直人議長 地方自治法第121条の規定による本定例会に議案説明のための出席者については、お手元に配付いたしました一覧表のとおりであります。

議長からの報告は終わります。

続いて、管理者から挨拶を行いたい旨申し出がありましたので、これを許します。

藤本管理者。

○藤本管理者　本日ここに平成28年第2回埼玉西部消防組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御健勝にて御参集賜り、提出いたしました議案について御審議いただきますこと、心より厚く御礼を申し上げます。

先ほど御紹介がありましたとおり、所沢市では選出議員の改選がありまして、新たに松本明信議員が当組合議会議員として御就任いただきました。今後とも、当組合の運営に当たりまして特段の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会の提出議案であります。決算の認定を初め、条例の改正が1件、財産の取得が7件、補正予算が1件であります。

なお、平成27年度埼玉西部消防組合一般会計の決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して御提出するものであります。よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○野田直人議長　以上で諸般の報告を終わります。

〔「議長」と言う人あり〕

◎議事日程の追加

○野田直人議長　齋藤議員。

○齋藤忠芳議員　すみません、ちょっと時間をいただきたいんですけども、実は7月22日の質疑、一般質問の通告締め切り以降に、神奈川県相模原市において悲惨な殺りくの事故がありました。この案件は、非常に緊急を要する案件ですので、こういう非常事態に対して、19名の社会福祉施設でとうとい命が亡くなっております。そんな中で、管理者及び消防長、こういうトップの方がどういう判断をこういう場合に下すべきか、これは非常なトップの判断という重要な案件でございます。そこで、今回時間をいただきまして、この内容について詮議していただく時間をとっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○野田直人議長　ただいま、日高市から選出されております齋藤議員より、相模原市津久井やまゆり園だと思いますが、入所者の殺傷事件についての緊急質問がございました。

これにつきましては、緊急質問でありますので、皆さんのこの場で採決をとらせていただいて、この緊急質問を議題とするかどうかということの採決をさせていただきます。

それでは……

〔「議長、ごめんなさい」と言う人あり〕

○野田直人議長　採決をさせていただきます。緊急質問も一応……

〔「議運を開いたほうがいいんじゃないの」と言う人あり〕

○野田直人議長 いやいや。すみません、一応このことにつきましてはこういう形で、消防組合議会では緊急質問があった場合は議運を開かないでさせていただくということになっておりますので、一応議長の見解どおりにやっていただければと思います。

それでは、お諮りをさせていただきます。

齋藤議員のただいまの相模原市津久井やまゆり園で起きました入所者殺傷事件についてを、緊急質問に同意をされ、急遽の事件として本日の日程に追加し、追加日程第7号として日程の順序を変更し、直ちに発言を許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めます。

よって、齋藤議員の緊急質問に同意の上、急遽の事件として本日の日程に追加し、追加日程第7号として日程の順序を変更し、直ちに発言を許すことについては可決されました。

◎日程第7 緊急質問

○野田直人議長 それでは、齋藤議員の発言を許します。

○齋藤忠芳議員 8番、齋藤です。

緊急質問ということで議題に取り上げていただきましてありがとうございます。

実は、この事件は急遽起こった事件で、まことに悲惨な事件でございます。新聞報道でも皆さん御存じだと思いますけれども、この相模原市やまゆり園の現場では、19名の社会福祉施設での大量殺りくということで、事例のないような大事件となっております。また、惨殺及びそれに並行して同様のけがをされておる入園者の方もたくさんおられます。そんな中で、やはり今回、その緊急時の対応、こういうものがどのように行われるべきであるか、これが重要な、この消防行政においても必要なものと思われま。

そこで、トップである管理者並びに消防長は、今後このような同様な事案が発生した場合に、どのように対応していったらいいのか、考えていらっしゃるか、その点についてお伺いしたいと思います。

◎休憩の宣告

○野田直人議長 休憩いたします。

午後2時17分休憩

午後 2 時 1 8 分再開

出席議員

1 6 名

◎再開の宣告

○野田直人議長 再開いたします。

◎緊急質問（続き）

○野田直人議長 藤本管理者。

○藤本管理者 今回の痛ましい事件については、本当に非常につらい思いで受けております。

さて、管理者としての立場でありますけれども、通報が入りましたら消防のほうに連絡が来るはずであります。それにおいて、その状況に応じて管理者のところまで連絡が来ると思いますので、私としてはそれに対しては消防局のほうでしっかりと対応していくように、そして場合によってですね、今回の場合というのも、果たしてどの段階で管理者が情報を受けべきかというのは現場に任されていると思いますので、適宜対応していきたいと思っております。

なお、せっかく指名されましたので少し申し上げますと、今回の事件でありますけれども、加害者と言われる方が障害を持っておられるであろうことで、逆に障害者に対するバッシング等にならないことを私は祈るばかりであります。

以上です。

○野田直人議長 答弁願います。

荒幡消防長。

○荒幡消防長 お答え申し上げます。

相模原と同様な事故が起きた場合には、当消防局の救急救助体制の総力を挙げて対応したいと考えております。また、多数傷病者が出た場合の資機材等の準備も既に終わらせてございますので、これらの資機材を活用しての対応ということになると思っております。

また、当消防局の救急救助体制で足りない場合には、埼玉県下、あるいは東京消防庁との応援協定もござりますので、近隣市、又は東京消防庁への応援を求めるということになるかと思っております。

以上でございます。

○野田直人議長 答弁は以上です。

以上で齋藤議員の緊急質問を終わります。

◎日程第 8 管理者提出議案の上程（議案第 2 0 号）

○野田直人議長 引き続き議案質疑に入らせていただきます。

発言される方は、大きく「議長」と声をかけて挙手し、発言をしてください。答弁者も同様にお願いします。

質疑は、内容を端的に述べられ、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるよう、特にお願いを申し上げます。

議案第20号「埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○野田直人議長 提案理由について、荒幡消防長から説明を求めます。

荒幡消防長。

○荒幡消防長 議案第20号「埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページと議案資料の1ページをごらんください。

違反対象物に係る公表制度の実施に伴い、埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正するものでございます。

公表制度の概要であります。現在、消防法令に関係する重大な違反がある防火対象物について、消防機関が命令を行った場合にはその内容の公示が義務づけられている一方で、公示に至るまでの間は、建物の危険性に関する情報が利用者に提供されない状況となります。このことから、利用者みずからが建物の情報を入手して利用を判断できることが必要であるとして、この制度が開始されるものでございます。

制度の目的は、消防法令に関する重大な違反がある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者へ公表することで、利用者の防火安全に対する認識を高め、火災による被害の軽減を図るとともに、防火対象物関係者による防火管理業務の適正化、消防用設備等の適正な設置促進を目的としております。

公表対象となる防火対象物につきましては、店舗など不特定多数の者が出入りする建物で、消防法令に基づき設置しなければならない屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備について、設置義務があるにもかかわらず、当該設備を構成する機器等が一切設置されていない防火対象物となります。

公表につきましては、防火対象物の名称、所在地、法令違反の内容を消防局、消防署及び分署の掲示場へ掲示するとともに、組合ホームページに掲載することとしております。

議案資料2ページから4ページまでの新旧対照表をごらんください。

条文の改正といたしまして、第48条以降を1条ずつ繰り下げ、新たに防火対象物の消防用設備等の状況の公表について定めるため、第48条を加えるものでございます。

以上で議案第20号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○野田直人議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○野田直人議長 これより質疑を願います。

赤川議員。

○赤川洋二議員 議案第20号につきまして2点質疑をさせていただきます。

まず最初に、各構成市における公表対象となり得る重大な違反のある防火対象物の現状ですね、そしてその指導状況、また先ほどちょっと説明があったように、公表することによって利用者の注意喚起というのがあったかと思いますが、やっぱりこの指導という意味があると思います。そういう意味で、公表することによって、例えば今実際に是正命令や、あるいは勧告がされていた場合、それについて何か効果があるのかという意味においてですけれども、公表により期待される効果についてお聞きします。

2点目ですけれども、公表は重大な違反のある防火対象物ということなので、改善が見られない場合ですね、まあ今までそういう罰則適用したことがあるかどうかわかりませんが、この条例改正そのものには罰則適用はございませんが、この条例には罰則の規定もございしますので、このような形で改善が見られない場合の罰則の適用、こういうものがあり得るのかどうかも含めて、これについて2点お伺いいたします。

○野田直人議長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

鶴島警防部長。

○鶴島警防部長 お答えをいたします。

初めに、各構成市における公表対象物となる重大な違反がある防火対象物の現状でございますが、平成28年7月15日現在で、当組合管内に13件ございます。内容でございますが、所沢市に自動火災報知設備の未設置が3件、飯能市に屋内消火栓設備と自動火災報知設備の未設置が1件と自動火災報知設備の未設置が2件、狭山市に自動火災報知設備の未設置が5件、入間市に自動火災報知設備の未設置が1件、日高市に自動火災報知設備の未設置が1件でございます。

次に、指導状況でございますが、今年度は重大な法令違反のある防火対象物を重点に置いた立入検査を実施しており、4月以降、7月15日現在で、公表対象となる重大違反対象物を4件是正完了しております。また、警告書を4件交付し、指導中でありまして、是正されない場合は警告の上位措置である命令に移行いたします。そして、違反是正に努めてまいりたいと考えております。

次に、公表により期待される効果でございますが、法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する意識を高め、火災被害の軽減を図る効果が期待をされております。また、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化と消防用設備等の適正な設置促進など、早期是正につながる効果も期待されているところでございます。

次に、公表後、改善が見られない場合の罰則適用についてであります。公表後の是正指導につきましては、消防法の規定に基づき、通常の違反処理を進めていくことになります。その過程で、警告、命令といった段階的な措置をとってまいります。警告から命令に移行し、命令に従わない場合は告発し、消防法の罰則規定が適用されることになります。

なお、当組合発足後、4件の命令を行っておりますが、いずれも是正されており、今までに罰則規定が適用されたことはございません。

以上でございます。

○野田直人議長 他にありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○野田直人議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○野田直人議長 これより採決いたします。

議案第20号「埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 管理者提出議案の一括議題（議案第21号～議案第25号）

○野田直人議長 次に、議案第21号「消防ポンプ自動車（その1）の取得について」、議案第22号「消防ポンプ自動車（その2）の取得について」、議案第23号「消防ポンプ自動車（その3）の取得について」、議案第24号「消防ポンプ自動車（その4）の取得について」、

議案第25号「小型動力ポンプ付水槽車の取得について」を一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○野田直人議長 提案理由について、荒幡消防長から説明を求めます。

荒幡消防長。

○荒幡消防長 議案第21号「消防ポンプ自動車（その１）の取得について」から議案第25号「小型動力ポンプ付水槽車の取得について」までを一括して提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第21号「消防ポンプ自動車（その１）の取得について」でございますが、議案書の５ページと議案資料の５ページをごらんください。

所沢中央消防署三ヶ島分署に配置しております消防ポンプ自動車が、埼玉西部消防組合車両管理要綱で定める更新基準の15年を満了しますことから、現在の車両を更新するものでございます。

更新車両は、道路狹隘地域において機動性を発揮し、消防活動の主力となるCD-1型の消防ポンプ自動車でございます。

契約金額は2,968万9,200円で、納入業者につきましては日本機械工業株式会社本社営業部でございます。

入札結果を議案資料の７ページに、完成予想図を８ページに添えておりますので、参考とさせていただきますようお願いいたします。

次に、議案第22号「消防ポンプ自動車（その２）の取得について」でございますが、議案書の７ページと議案資料の９ページをごらんください。

狭山署に配置しております消防ポンプ自動車が、埼玉西部消防組合車両管理要綱で定める更新基準の15年を満了しますことから、現在の車両を更新するものでございます。

更新車両は、600リットルの水槽と圧縮空気泡消火システムを搭載する仕様となっており、少量の水で高い消火性能を有しますことから、消火効率がよく、放水による損害の軽減に有効でございます。

契約金額は3,558万6,000円で、納入業者につきましては株式会社モリタ東京営業部でございます。

なお、本車両の整備に当たりましては、防衛省所管、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金1,292万2,000円を充当するものでございます。

入札結果を議案資料の11ページに、完成予想図を12ページに添えておりますので、参考とさせていただきますようお願いいたします。

次に、議案第23号「消防ポンプ自動車（その３）の取得について」でございますが、議案

書の9ページと議案資料の13ページをごらんください。

飯能日高消防署吾野分署に配置しております消防ポンプ自動車が、埼玉西部消防組合車両管理要綱で定める更新基準の15年を満了しますことから、現在の車両を更新するものでございます。

更新車両につきましては、600リットルの水槽と圧縮空気泡消火システムに加え、山間部を有する地域性を考慮し、消防ホースの長距離延長に有効な電動ホースカーを備えた仕様となっております。また、車両の動力は、降雪時や悪路における機動性と安全面を考慮した四輪駆動としております。

契約金額は3,715万2,000円で、納入業者につきましては株式会社モリタ東京営業部でございます。

入札結果を議案資料の15ページに、完成予想図を16ページに添えておりますので、参考とさせていただきますようお願いいたします。

次に、議案第24号「消防ポンプ自動車（その4）の取得について」でございますが、議案書の11ページと議案資料の17ページをごらんください。

飯能日高消防署高萩分署に配置しております消防ポンプ自動車が、埼玉西部消防組合車両管理要綱で定める更新基準の15年を満了しますことから、現在の車両を更新するものでございます。

更新車両は、600リットルの水槽と圧縮空気泡消火システムを搭載する仕様となっており、少量の水で高い消火性能を有しますことから、消火効率がよく、放水による損害の軽減に有効でございます。

契約金額は3,553万2,000円で、納入業者につきましては株式会社モリタ東京営業部でございます。

入札結果を議案資料の19ページに、完成予想図を20ページに添えておりますので、参考とさせていただきますようお願いいたします。

次に、議案第25号「小型動力ポンプ付水槽車の取得について」でございますが、議案書の13ページと議案資料の21ページをごらんください。

飯能日高消防署に配置しております小型動力ポンプ付水槽車が、埼玉西部消防組合車両管理要綱で定める更新基準の15年を満了しますことから、現在の車両を更新するものでございます。

更新車両は、1万リットルの水槽と小型動力ポンプを備え、林野など消防水利の確保が困難な場所では消防水利の役割を果たすとともに、小型動力ポンプを活用することで初期消火にも効果を発揮する仕様となっております。

契約金額は4,449万6,000円で、納入業者につきましては日本機械工業株式会社本社営業部

でございます。

なお、本車両の整備に当たりましては、総務省消防庁所管、緊急消防援助隊設備整備費補助金1,231万8,000円を充当するものでございます。

入札結果を議案資料の23ページに、完成予想図を24ページに添えておりますので、参考とさせていただきますようお願いいたします。

以上で議案第21号から議案第25号までの提案理由の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○野田直人議長 以上で説明を終わります。

○質　　疑

○野田直人議長 これより質疑を願います。

赤川議員。

○赤川洋二議員 議案第21号から25号まで一括して質疑させていただきます。

質疑は3点でございます。

1点目ですけれども、消防自動車のそれぞれの入札方法と落札率、これそれぞれ、96.1、99.8、99.7、99.7、98.7と非常に高い落札になっておりますけれども、その辺の高いところの理由についてどのように分析しているのかお伺いいたします。

2点目でございますが、当然入札ですから、設計金額につきまして予定価格を設定するわけでございますが、この5件とも設計価格と予定価格がまるっきり同じ金額になっております。以前、広域になる前に、所沢におきましては、設計価格に対して予定価格というのは、政策的な意味を含めて若干抑え気味で、これはこちらではなくて入札課で担当していたんですけれども、そういうケースも多々ございましたけれども、これについて何らかの国からの指導等はあったのかお伺いいたします。

あと、3点目ですけれども、補助金の対象になっている車両がございます。また、ない車両があると思いますけれども、その辺の補助金の対象車両、あとその補助になったらない理由及び補助率についてお伺いいたします。

以上でございます。

○野田直人議長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

鶴島警防部長。

○鶴島警防部長 お答えをいたします。

初めに、消防車両購入に伴う入札方法でございますが、指名競争入札としております。埼玉西部消防組合入札参加登録業者から過去の納入実績、メンテナンス等の納入後の対応を勘案の上、関連業者6者を選定し、執行をしております。

また、落札率につきましては、当初予算額の積算に際し、関連業者3者から見積もりを徴取し、最も安価なものを採択しており、市場価格や過去の納入実績額を踏まえまして、より精度の高い予算額を算出していることから、予定価格と落札額の差が少なく、落札率が高い数値となっているものでございます。

次に、予定価格の設定に係る国からの指導でございますが、国は根拠なく一定率または一定額を減額して予定価格を設定することは行わないという見解を示しておりますので、今回の消防ポンプ自動車（その1）から（その4）並びに小型動力ポンプ付水槽車に係る予定価格につきましては、設計金額から減額せずに決定したものでございます。

次に、補助金の対象車両、補助理由及び補助率についてでございますが、狭山消防署配備の消防ポンプ自動車の購入に係る防衛省所管、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金につきまして御説明を申し上げます。

民生安定施設補助事業とは、飛行場、演習場などの防衛施設があることによって、周辺住民の生活や事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体がその障害を緩和するために施設の整備について必要な措置をとるとき、国の予算の範囲内において費用の一部を補助するものでございます。当組合は、管轄区域内に航空自衛隊入間基地があることなどの理由から、車両の更新、整備に本事業を活用しております。

補助率につきましては、車両の種別ごとに定められた補助基準額に、装備の付加・削除による加算・控除した額を採用基準額として、その額の3分の2が補助率となります。

次に、飯能日高消防署配備の小型動力ポンプ付水槽車に係る総務省所管、緊急消防援助隊設備整備費補助金につきまして御説明をいたします。

緊急消防援助隊設備整備費補助金は、平成15年6月に緊急消防援助隊が消防組織法に位置づけられたことに伴い、国として計画的に緊急消防援助隊の車両等の整備を進めるために、部隊を構成する市町村等に対して行う補助制度でございます。緊急消防援助隊に関する政令で定めるものがその対象とされておりまして、その経費について、予算の範囲内で国が補助することとしております。

現在、緊急消防援助隊登録車両であります飯能日高消防署配備の小型動力ポンプ付水槽車は、登録の継続を理由として補助対象となるものでございます。

なお、補助率につきましては、車両の種別ごとに定められた補助基準額に、装備の付加・削除による加算・控除した額を採用基準額として、その額の2分の1が補助率でございます。

以上でございます。

○野田直人議長 答弁は以上です。

赤川議員。

○赤川洋二議員 2回目の質疑をさせていただきます。

まず、1点目について、指名競争入札ということで、わかりました。必ずしも落札率が高いからといって競争性が損なわれているというわけではないと思いますが、ただ、一般的に、透明性とか公平性とかという意味で、これについては各消防局、あるいは消防組合、あるいは自治体もいろいろな検討が今されております。例えば、相模原市ですね、先ほど出ましたけれども、私、直接担当者のほうにお伺いしたんです。これは事件が起きる前ですけども、1週間ぐらい前の話ですけども、お聞きしますと、ここは制限つき一般競争入札を導入しております。あと、静岡市もそうなんですけれどもね。また、川越市も今検討しているとお聞きしておりますが、結果が同じだとしても、やはり透明性を高めるという意味で、制限つきですから、必ずしもどこも参加できるわけでもなくて、一定の制限をつければ一般競争入札も可能だというようなことも、見解を聞いておりますけれども、この一般競争入札の導入の検討についての見解をお伺いします。

また、3点目の補助金、対象車両等なんですけれども、今回2つの補助金、メニューを紹介していただきましたが、ほかにも昔、補助対象というか、補助を得ていた車両もあったと思いますけれども、以前補助対象となっていた車両の範囲及び現況についてお伺いします。

以上です。

○野田直人議長 答弁願います。

鶴島警防部長。

○鶴島警防部長 お答えをいたします。

一般競争入札につきましては、公告により不特定多数の者を募集し、入札によって申し込みを競争させることから、機会均等性、公平性、競争性等を確保できる入札方法ではございますが、その反面、指名競争入札のように資力、信用、その他適正であると認められる者を指名する方法とは異なり、不誠実、不信用等の不適格業者の参加を排除することができず、適正な契約の履行が困難となる危険性を持ち合わせております。

当組合の現在の入札方法につきましては、契約の性質、目的の専門性、特殊性などを考慮し、指名競争入札として執行をしておりますが、入札執行、契約事務における組織的環境やシステム構築などの機器的環境も踏まえ、今後の入札方法について組合としてどうあるべきか、研究を進めてまいります。

次に、以前、補助対象車両となっていた車両の範囲及び現況についてでございますが、昭和28年の消防施設強化促進法の制定により補助制度が確立され、同年度に消防機械器具整備費補助金として国の予算化が始まりました。その後、災害の複雑多様化、大規模化の傾向により、補助対象施設の拡充等が図られてまいりましたが、財政状況による補助項目の削除や地方公共団体の要望に柔軟に対応できる補助制度を目的として、平成18年度から耐震性貯水槽等の施設に係る消防防災施設整備費補助金と、消防車両等の設備に係る緊急消防援助隊設

備整備費補助金へと統合され、現在に至っております。

以上でございます。

○野田直人議長 以上で赤川議員の議案質疑は終了いたしました。

他にありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○野田直人議長 これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○野田直人議長 これより議案第21号「消防ポンプ自動車（その1）の取得について」、議案第22号「消防ポンプ自動車（その2）の取得について」、議案第23号「消防ポンプ自動車（その3）の取得について」、議案第24号「消防ポンプ自動車（その4）の取得について」、議案第25号「小型動力ポンプ付水槽車の取得について」を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 管理者提出議案の一括議題（議案第26号・議案第27号）

○野田直人議長 次に、議案第26号「高規格救急自動車の取得について」、議案第27号「高度救命処置用資機材の取得について」を一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○野田直人議長 提案理由について、荒幡消防長から説明を求めます。

荒幡消防長。

○荒幡消防長 議案第26号「高規格救急自動車の取得について」並びに議案第27号「高度救命処置用資機材の取得について」、一括して提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第26号「高規格救急自動車の取得について」でございますが、議案書の15ページと議案資料の25ページをごらんください。

所沢東消防署、入間消防署西武分署及び飯能日高消防署稲荷分署に配置しております高規格救急自動車3台が、埼玉西部消防組合車両管理要綱で定める更新基準の10万キロメートルを超えていますこと。また救急需要の増加に伴い、車両への負担が極めて大きくなっていますことから、現在の車両を更新するものでございます。

更新車両は、排気量2,600cc、四輪駆動方式で乗車定員7人のワンボックスタイプとなっており、車内は救急活動がスムーズに行われるスペースと高度救命処置用資機材が収納できる機能性の高いレイアウトとなっております。

契約金額は5,559万8,399円で、納入業者につきましては株式会社山崎自動車商会でございます。

なお、飯能日高消防署稲荷分署配置の車両整備に当たりましては、総務省消防庁所管、緊急消防援助隊設備整備費補助金996万1,000円を充当するものでございます。

入札結果を議案資料の27ページに、完成予想図を28ページに添えておりますので、参考とさせていただきますようお願いいたします。

次に、議案第27号「高度救命処置用資機材の取得について」でございますが、議案書の17ページと議案資料の29ページをごらんください。

先ほど、議案第26号で御説明申し上げました所沢東消防署、入間消防署西武分署及び飯能日高消防署稲荷分署に配置しております高規格救急自動車3台を更新するに当たり、車両に積載いたします高度救命処置用資機材をあわせて更新するものでございます。

この資機材は、救急救命士が行う特定行為などに使用する高度救命処置用資機材として、気道確保用資機材、ビデオ喉頭鏡、半自動体外式除細動器、輸液用資機材、血中酸素飽和度測定器など、救急現場で高度な救命処置を行うためのものであります。

契約金額は3,139万5,600円で、納入業者につきましてはエイバン商事株式会社でございます。

なお、飯能日高消防署稲荷分署の高規格救急自動車に積載します資機材につきましては、総務省消防庁所管、緊急消防援助隊設備整備費補助金390万9,000円を充当するものでございます。

入札結果を議案資料の30ページに添えておりますので、参考とさせていただきますようお願いいたします。

以上で議案第26号及び議案第27号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○野田直人議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○野田直人議長 これより質疑を願います。

赤川議員。

○赤川洋二議員 それでは、議案第26号、27号について一括して質疑させていただきます。

先ほどの21号から25号と同様に、この高規格救急自動車並びに高度救命処置用機材の入札方法と落札率について、どういう分析したのかお伺いします。

また、同じように補助金の対象車両、補助理由、そして補助率についてお伺いいたします。
以上です。

○野田直人議長 ただいまの質疑に対し、答弁願います。

鶴島警防部長。

○鶴島警防部長 お答えをいたします。

高規格救急自動車並びに高度救命処置用資機材の購入に伴う入札方法につきましては、消防車両購入と同様に指名競争入札としまして、埼玉西部消防組合入札参加資格登録業者から過去の納入実績、メンテナンス等の納入後の対応を勘案の上、高規格救急自動車につきましては関連業者4者を、高度救命処置用資機材につきましては関連業者6者を選定し、執行しております。

また、入札率につきましては、当初予算額の積算に際し、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材、それぞれ関連業者2者から見積もりを徴取し、最も安価なものを採択しており、市場価格や過去の納入実績額を踏まえ、より精度の高い予算額を積算していることから、予定価格と落札額の差が少なくなることが多い状況でございます。

次に、補助金の対象車両、補助理由及び補助率についてでございますが、飯能日高消防署稲荷分署配備の高規格救急車並びに高度救命処置用資機材に係る総務省所管、緊急消防援助隊設備整備費補助金につきましては、先ほど消防車両で御説明させていただいた制度でございますが、国から示されました緊急消防援助隊増隊計画によりまして、大規模災害発生時に迅速な広域応援活動を実施することを目的に、新規に救急小隊として登録することから、補助の対象となるものでございます。

補助率につきましては、車両の種別ごとに定められた補助基準額に、装備の付加・削除による加算・控除した額を採用基準額として、その額の2分の1が補助率でございます。

以上でございます。

○野田直人議長 赤川議員。

○赤川洋二議員 2回目ですけれども、先ほど消防自動車のときに、一般競争入札ということで、制限つきですからね、どこでも参加できるわけではなくて、一定の制限ですね、実績

とか、そういう形でやればということで、今回この救急自動車につきましては、議案書を見ますと、4者のうち3者は入間市の自動車屋さんということでございまして、メーカーではないわけですね。結局甲という自動車を取り入れるときに、買うときに、それがA社であろうがB社であろうがC社であろうが、同じものだったら同じ規格であるはずなんでね、これはやっぱり競争できるのかなというふうに思っているんですね。

そういう意味で、他市もいろいろなことを研究、また検討しているところもありますから、この辺について、こういうケースの場合は一般競争入札、先ほど制限つきということでございますので、当然登録しなくちゃいけないわけでございますが、もうちょっと踏み込んで、まあ研究から検討をされてもいいんじゃないかなと思いますけれども、その見解をお伺いいたします。

○野田直人議長 答弁願います。

鶴島警防部長。

○鶴島警防部長 お答えいたします。

当組合の現在の入札方法につきましては、先ほど消防車で御説明をさせていただきましたが、契約の性質、目的の専門性や特殊性などを考慮し、指名競争入札として執行しておりますが、入札執行、契約事務における組織的環境やシステム構築などの機器的環境も踏まえ、今後の入札方法につきまして、組合としてどうあるべきか検討をしております。

以上でございます。

○野田直人議長 答弁は以上です。

以上で赤川議員の議案質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○野田直人議長 これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○野田直人議長 これより議案第26号「高規格救急自動車の取得について」、議案第27号「高度救命処置用資機材の取得について」を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

開会后1時間が経過しましたが、議案第28号、議案第29号、議員派遣の件を終了後に休憩といたしますので、御了承願います。

◎日程第11 管理者提出議案の上程（議案第28号）

○野田直人議長 それでは、議案第28号「平成27年度埼玉西部消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○野田直人議長 提案理由について、荒幡消防長から説明を求めます。

荒幡消防長。

○荒幡消防長 議案第28号「平成27年度埼玉西部消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」、提案理由を御説明申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法第233条第1項の規定により調製いたしました歳入歳出の決算につきまして、同条第2項による監査委員の審査に付し、その意見をつけて、同条第3項の定めによるところにより議会の認定をいただきたく、御提案申し上げるものでございます。

初めに、決算の概要を申し上げます。

お配りしております平成27年度歳入歳出決算書の4ページ及び5ページをごらんください。

平成27年度の一般会計歳入歳出につきましては、歳入総額が105億3,967万688円、歳出総額は102億2,226万8,747円、歳入歳出差引額は3億1,740万1,941円となっております。

続きまして、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

決算書の10ページと11ページをごらんください。

1款分担金及び負担金、1項負担金は、収入済額94億5,585万8,437円で、構成比は89.7%となっており、内容は構成市からの共通負担金、単独負担金及びその他の市負担金でございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫補助金は、収入済額9,370万4,000円で、構成比は0.9%となっており、はしご付消防自動車の更新整備に伴う防衛施設周辺民生安定施設整備助成事業補助金並びに消防ポンプ自動車の更新整備に伴う緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

次に、6 款組合債、1 項組合債は、収入済額 7 億 1,480 万円で、構成比は 6.8% となっており、内容は消防ポンプ自動車、はしご付消防自動車、化学消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車等の消防車両更新整備事業債、消防救急無線デジタル化事業債及び消防庁舎建設事業債でございます。

以上によりまして、歳入合計は予算現額 106 億 4,504 万 8,000 円に対し、収入済額は 105 億 3,967 万 688 円で、99% の収入率となっております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

決算書の 12 ページと 13 ページをごらんください。

3 款消防費、1 項常備消防費は、支出済額 95 億 8,587 万 1,177 円で、構成比は 93.8% となっており、主な内容は職員給与費や警防活動費等にかかわる経費でございます。

次に、4 款公債費、1 項公債費は、支出済額 3 億 8,608 万 3,162 円で、構成比は 3.8% となっており、内容は組合債の元金償還金及び利子償還金でございます。

以上によりまして、歳出合計は予算現額 106 億 4,504 万 8,000 円に対し、支出済額は 102 億 2,226 万 8,747 円で、96% の執行率となっております。

なお、歳入歳出決算の詳細につきましては、18 ページから 79 ページまでの事項別明細書、83 ページの実質収支に関する調書並びに 87 ページから 91 ページまでの財産に関する調書、また、別冊としてお配りしております平成 27 年度主要な施策の成果説明書をご確認いただきますようお願いいたします。

以上で議案第 28 号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○野田直人議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○野田直人議長 これより質疑を願います。

赤川議員。

○赤川洋二議員 私ばかりでちょっと申しわけないんですけども、まず 3 点伺いたしますが、決算書の 19 ページの構成市の負担という点で伺いたしたいと思います。

これで決算 3 回目ということで、そろそろ数字も含めて安定してきていると思うんですけども、広域化に伴いまして各構成市の負担がどうなるのかという、広域化の前にシミュレーションがされております。我々も手元に資料とか、皆さん手元というかですね、広域化に移る前にその検証の資料を読まれたと思いますけれども、その中で構成市の負担、例えば所沢市でいきますと、単独でいきますと、単独のときは 38 億 6,389 万 6,000 円とかですね。それが 38 億 853 万 2,000 円になるということですね。まあ 6,000 万ぐらい、広域化になればスケー

ルメリットで減るといような説明がございました。そういう中で、入間市さん以外は減るといようなシミュレーションが示されました。

それで、25年からのシミュレーションが29年まで示されまして、そういう傾向を踏まえて、この3回目の決算において、構成市の負担というのが、この決算の中ではちょっといろいろ分類されて分かれております。私の計算では、全体としますと何かちょっとふえているような気がするわけなんですけれども、その辺のところ、以前、広域化後の5年間の費用検証といのをされましたけれども、それと比べて各構成市はその辺がどうなっているのか、市の負担金が、この状況についてお伺いいたします。

また、国庫補助金なんですけれども、消防車両のみ補助金ということになっているんですね、この決算書では。これについて、ほかの補助メニューがなかったのか、また今後、補助金の活用状況についてお伺いします。

あと、3点目なんですけれども、不用額ですね。27年度の不用額が後ろに示されているんですけれども、その中で、不用額というのは各決算ごとに調整しながら不用額をなるべく消していくという傾向で、ほかのところは減っているんですが、消防費だけ不用額がちょっと突出しております、前年度に比べて。これ何かちょっと特別な理由があったというふうに思うんですけれども、その理由について具体的に内容についてお聞かせください。

以上です。

○野田直人議長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

森田企画総務部長。

○森田企画総務部長 お答えいたします。

初めに、経費検証と市負担金の状況でございますが、経費検証におきましては、広域後、5年間の経費を試算した資料となりますが、平成27年度決算における構成市の市負担金は、経費検証の合計額を下回っております。財政面においても広域化によるスケールメリットの効果が確認できたところでございます。

なお、各市における比較でございますが、検証時には計画されていませんでした飯能日高消防署稲荷分署庁舎の建設に伴い、用地購入費と設計委託料が計上されたことから、この経費を単独で負担しています飯能市が経費検証額を上回っておりますが、他の4市については下回っている状況でございます。

次に、国庫補助金についてでございますが、平成27年度に実施した事業の中で国庫補助金の対象とされるものは、消防車両以外にございませんでした。

なお、他の事業における主な補助金といたしましては、耐震性貯水槽や備蓄倉庫などの消防防災設備の整備に係る事業を対象としております消防防災施設整備費補助金がございますが、今年度、日高市の北平沢地内で計画しております耐震性貯水槽については、これを活用

し、整備をする予定でございます。

次に、消防費の不用額についてでございますが、ふえている要因といたしまして大きく2点ほどございます。

まず、第1点でございますが、人件費における職員共済組合負担金で、平成27年10月から被用者年金制度が一元化されまして、共済年金は厚生年金に統一されました。このことにより、保険料や年金額の算定基準が変更となりましたが、当初予算を計上する段階ではこの制度の概要は十分に把握できておらず、概算による予算計上であったことから、約1億2,000万の不用額が生じたものでございます。

2点目でございますが、消防防災無線デジタル化に伴います消防救急無線等の移動局整備に関する経費で、これは各車両に配備する無線機の見直しを図ったことにより事業費が削減され、約5,000万円の不用額が生じたものでございます。

また、各所属の備品等の一括購入における契約差金を初め、前年度高騰しておりました燃料費の単価の値下がりなども不用額がふえた要因の一つでございます。

いずれにいたしましても、今後の予算編成におきましては、今回の決算審査意見書などを反映させ、適正な予算配分に努めたいと考えております。

以上でございます。

○野田直人議長 以上で赤川議員の議案質疑は終了いたしました。

他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○野田直人議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○野田直人議長 これより採決いたします。

議案第28号「平成27年度埼玉西部消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第 1 2 管理者提出議案の上程（議案第 2 9 号）

○野田直人議長 次に、議案第29号「平成28年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○野田直人議長 提案理由について、荒幡消防長から説明を求めます。

荒幡消防長。

○荒幡消防長 議案第29号「平成28年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算（第4号）」について提案理由を御説明申し上げます。

議案書の21ページと議案資料の31ページをごらんください。

先ほど、議案第25号「小型動力ポンプ付水槽車の取得について」で御説明しました飯能日高消防署配置の小型動力ポンプ付水槽車、議案第26号「高規格救急自動車の取得について」と、議案第27号「高度救命用資機材の取得について」で御説明いたしました飯能日高消防署稲荷分署配置の高規格救急自動車と高度救命用資機材、そして狭山消防署配置の指揮車の更新整備につきましては、平成28年度当初予算編成後に緊急消防援助隊の更新登録隊として緊急消防援助隊設備整備費補助金3,005万2,000円が交付決定されました。

また、日高市北平沢地内に整備します防火水槽につきましても、平成28年度当初予算編成後に消防防災施設設備費補助金269万3,000円が交付決定されました。

これらのことを受けまして、議案書22ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入、3款国庫支出金、1項国庫補助金に3,274万5,000円を増額、6款組合債、1項組合債を2,720万円減額、23ページの歳出、5款予備費、1項予備費に554万5,000円を増額するものでございます。

また、歳入、6款組合債、1項組合債2,720万円の減額に伴います地方債の補正につきましては、議案書の25ページ、第2表地方債補正のとおりでございます。

次に、平成27年度埼玉西部消防組合一般会計歳入歳出決算の認定を受けまして、余剰金3億1,740万1,000円を歳入繰越金として3億1,739万6,000円増額し、これを組合構成市への前年度分負担金の返還金とするものでございます。

このことに伴い、議案書22ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入、4款繰越金、1項繰越金3億1,739万6,000円を増額、23ページ、歳出、2款総務費、1項総務管理費3億1,739万6,000円を増額するものでございます。

なお、歳入歳出予算事項別明細書を議案書の26ページ以降に、平成27年度繰越金内訳表を議案資料の33ページに、平成28年度当初消防防災施設整備費補助金交付決定通知書の写しを

議案資料の34ページに、平成28年度当初緊急消防援助隊設備整備費補助金交付決定通知書の写しを議案資料の35ページに添えておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

以上で議案第29号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○野田直人議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○野田直人議長 これより質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 質疑なしと認めます。
なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○野田直人議長 これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○野田直人議長 これより採決いたします。

議案第29号「平成28年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議員派遣の件

○野田直人議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。
お諮りいたします。

議員派遣の件については、会議規則第162条の規定により、お手元に配付しました一覧表のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

◎休憩の宣告

○野田直人議長　議事の途中でありますが、ここで休憩を約10分間とらせていただきます。

再開は、議場の時計で15時半とさせていただきますので、よろしくお願いします。再開後、平井議員の一般質問から始めさせていただきます。

休憩いたします。

午後 3 時 1 8 分休憩

午後 3 時 29 分再開

出席議員 16 名

◎再開の宣告

○野田直人議長 再開いたします。

◎日程第 14 一般質問

○野田直人議長 一般質問に入る前に一言申し上げます。

質問者におかれましては、その内容を端的に述べられ、またこれに対する答弁も要点を簡明に述べられるよう特にお願い申し上げます。

一般質問の時間は、制限時間が答弁を含め30分とされております。ブザーが終了3分前に一度鳴りまして、終了時にもう一度鳴ります。質問者におかれましては、終了時のブザーが鳴る前に終わりになっていただくようよろしく御協力をお願いしたいと思います。

それでは、お手元に配付をしてあります通告書のとおり、順次質問を許します。

まず、平井議員。

○平井明美議員 ことしの2月8日の所沢市で起きましたマンション火災についてお伺いしたいと思います。

31階建てマンション火災の15階にて起こった火災の消火活動について、消火活動には影響なかったが、あつてはならないミスで、早急に検討を、再発防止に努めるなど、2月16日の朝日新聞、17日の埼玉新聞で報道されておりますけれども、消火活動に影響はなかったというけれども、送水管と別の送水管にホースをつないで1時間36分も正規の放水活動ができなかったことで、鎮火まで5時間半も時間がかかったということは送水ミスによる影響だと思うんですけども、その経過について手短にお願いいたします。

○野田直人議長 答弁願います。

江口消防署統括監。

○江口消防署統括監 お答えいたします。

初めに、本火災におきまして、誤送水によりましてマンション住人の皆様の貴重な財産に損害を与えるとともに、多大な御迷惑をおかけしましたことをまた深くおわび申し上げます。また、組合議員の皆様にも御心配をおかけしたこと、おわび申し上げます。

さて、御質問の誤送水による消火活動に影響はあったかとのことですが、本火災は下階への水損防止を考慮し、消火器を使用したことや、16階に設置されております連結導水管設備のブースターポンプを起動し、2トンの中間水槽の水源により、16階、17階からホースをつり下げ消火活動に当たったこと、また大量の収容物を除去しながら活動を強いられており、

必要最小限での放水での活動を継続したもので、誤送水による消火活動への影響はなかったと考えております。

以上でございます。

○野田直人議長 平井議員。

○平井明美議員 それでは、当日の体制について確認をいたしますけれども、ヒアリングの中でも当日は19隊、75名が出動したとお伺いしました。そのほかに消防団も出ていると思うんですけども、消防団は何名でしょう。

○野田直人議長 答弁願います。

江口消防署統括監。

○江口消防署統括監 消防団につきましては、105名が出動しております。

以上です。

○平井明美議員 はい、わかりました。そしてですね……

○野田直人議長 すみません、議長って言って……

○平井明美議員 議長。

○野田直人議長 平井議員。

○平井明美議員 先ほどの話の続きなんですけれども、ポンプ車がフォーラスタワーに到着をして、時間をかけて、1時間33分ですかね、水が行ったので、15分ぐらいは何も水が出ていなかったということも後でお聞きしたんですけれども、一番重大なことは、誰もそのことに気がつかなかったということなんですけれども、なぜでしょうか。そのことについて伺います。

○野田直人議長 答弁願います。

江口消防署統括監。

○江口消防署統括監 今回の火災につきましては、15階から発生したわけでございますけれども、有効な水圧がとれないということで、消防隊のほうでとっさの判断で、16階にあります中間水槽、こちら2トンの水がございます。そして、加圧ポンプ、ブースターポンプがありまして、この水を使おうということで、1階から15階の間に故障なり何かが発生しているんじゃないかと思ったわけです。それで、当然のことながら、次の手ということで、この2トンの水を活用しまして放水に当たったわけでございまして、間断なく消火活動はできたと思っております。

また、あわせまして、消火器のほうも約27本使いまして消火に当たっていますので、活動そのものに間断はなく、消防活動は継続して展開されたと考えております。

以上です。

○野田直人議長 平井議員。

○平井明美議員　私の質問は、1時間36分も水が出ていないことに、そちらのほうにね、15階に水が出ていなくて、地下に行ったわけです。そのことに誰も気がつかなかったというのはミスじゃないんですかとお伺いしています。的確に教えてください。

○野田直人議長　答弁願います。

江口消防署統括監。

○江口消防署統括監　お答えいたします。

93分間誰も気がつかなかったという話でございますけれども、実際この話は、出火から12日目、2月20日なんですけれども、こちら住民説明会におきまして、住民の方には今回の火災、そして水損の概要について説明しましたが、冒頭、私並びに関係職員が謝罪しております。今回、本当に申しわけなかったと。ただ、我々としましては、何かしら1階から15階の間に、例えば配管が漏れているとか、何かしらそういったものができて結局水が来なかったと、有効圧がとれなかったというふうに判断しまして、16階にあります2トンの水を活用したわけでございます。

以上でございます。

○野田直人議長　平井議員。

○平井明美議員　1回目の出場でもって消防隊が駆けつけるんですけれども、後から後続車が10分置きとか15分で来ますよね。その人たちに指示をして、何かの形でもって水が出ていないことを調べるんじゃないですか。1時間36分も水が出なかったことに、上のほうにね、下に漏れていて、その気がつかないことを私が聞いているのに、なぜ江口さん、違うことばかり答えるんですか。それはやっぱりミスでしょう。それ認めたほうがいいと思うんですよ。

○野田直人議長　答弁願います。

江口消防署統括監。

○江口消防署統括監　繰り返しになりますけれども、住民の皆様に対しては謝罪しております。我々としましては、消防活動につきましては次の手をもってやっているわけで、とっさの判断で機転をきかせてやったわけでございます。その間、消防活動は継続的に展開されておりますので問題ないと思います。

ただ、議員がおっしゃるように、これ出火階がもし25階、30階となれば、当然16階の起動、ポンプのスイッチを押すために階段を駆けおりてくるわけですから、その間は非常に消防活動の継続性が絶たれるわけでございますので、タイムロスが発生しますから、その場合につきましては、確かに住人に消防活動の落ちがあったということを反省しなければいけないと思っております。

以上でございます。

○野田直人議長 平井議員。

○平井明美議員 それでは、違う視点から。

テレビを見ていたときに、キャスターが、あ、今、何か大きなはねる音がしましたとたしかおっしゃったんですけれども、後でちょっといろいろ聞きますと、消防隊員が何かを投げたという話も聞きました。もしこれが本当であればですね、送水でまあそういった時間もとらせて、さらに物を落とすということは大変なミスではないかと思うんですけれども、その点について確認はされていますか。

○野田直人議長 答弁願います。

江口消防署統括監。

○江口消防署統括監 落下物の件は、消火活動から数週間たって聞いたんですけれども、消防の隊員が約3時間ぐらいたったときに、やはり休憩を挟んでいたんですけれども、その休憩しているときに、うっかりしてヘルメットを落としてしまったということで、厳重に注意させるとともに、口頭注意を行ったところでございます。

以上です。

○野田直人議長 平井議員。

○平井明美議員 消火中に物を落として、もし何かあった場合には大変な事故につながりますので、これはミスですね。私はそう思いますけれども、それでもう一つ聞きたいのは、先ほどからまあ1時間半にわたって地下に流れていたことに気がつかなかったことに対してはミスではないとおっしゃるんですけれども、私も近隣の消防署とか、東京消防庁に聞いてみたんですけれども、10台以上の消火車両が出動した場合なんですけれども、後続の消防車両が先に着いたときに、消防車が水利がちゃんと出ているとかかですね、あるいは周りに広報をきちっとしているとか、あるいは必ず現場に何か異常がないか、こういったことを確認をして、指令課と現場責任者に報告する二重チェックをしているというんですね。今現在広域消防になって、そういったチェックはされているのでしょうか。

○野田直人議長 答弁願います。

江口消防署統括監。

○江口消防署統括監 お答えいたします。

まず、1点目で、水損したことについて反省はしないというふうにおっしゃいましたけれども、それにつきましては非常に反省しておりまして、住民の人に、先ほどもお話ししましたように、謝罪しております。ただ、消防活動に対してどうだったかと言われたので言ったわけございまして、それから消防隊は後続隊が来たわけございまして、基本的にこういった高層建物ではしご車が見つからない場合の、消防隊の活動につきましては、連結送水管でもって対応するということが、これが常識になっております。ですから、ほかの車両が

たくさん来ましたが、彼らには別の使命を下命しております。要するに、収容物が山ほどございましたので、そういったものを運び出して、そして消火する、その繰り返しでもって5時間かかってしまった。ですから、そちらのほうに消防隊の力を向けてしまったために、発見がおくってしまったということは事実でございます。その点につきましては深く反省しております。

以上です。

○野田直人議長 平井議員。

○平井明美議員 私、謝ったのも知っておりますし、よくわかっているんですけども、1時間30分にわたって誤送水を出したということは、やっぱりこれはね、ミスであるし、物をもし落としたとすれば、これはもう重大ミスではないかということを指摘しておきますね。そういった場合には、何かこうマニュアルがあつて、こういった場合にはこうするんだよというものを所沢市はつくっているのでしょうか。その点についても、この際ですのでお伺いしておきたいと思います。

○野田直人議長 答弁願います。

江口消防署統括監。

○江口消防署統括監 お答えいたします。

消防隊の活動につきましては、基本事項をまとめました警防規程というものがあります。それから、さまざまな災害に対していろいろな対応マニュアルをつくっているわけございまして、当然こういった高層マンションで落下物というのは非常に危険なことございまして、議員御指摘のとおり、ヘルメットを落としてしまったということは重大なミスだと思っております。それにつきましては、何も反論する余地はございません。

以上でございます。

○野田直人議長 平井議員。

○平井明美議員 まあ聞いた消防局では、1時間半も誤送水なんて考えられないって言っていましたので、二重チェックの必要があるかなと思うんですけども、その点を指摘しておきます。

次に、消防局の体制についてをちょっとお伺いしますけれども、先ほどのお話から来ますと、このときに19隊出動して、消防職員は75名出ていると、これはヒアリングで伺いました。団員が105名ということで、総勢で180名の消防関係者がそこにいて、住民の方も230名ということが新聞報道されていまして、約400名近い方があの周囲を取り巻いていたことになるんですね。市長もその現場に行かれたと伺っていますし、議員の中でも近隣の方は行ったし、いろいろな方が行って物すごい騒ぎであったことはテレビで拝見しました。それで、こういった消防の現場を取り仕切っていたのは誰で、一体何人ぐらいいたのかをお伺いします。

○野田直人議長 答弁願います。

江口消防署統括監。

○江口消防署統括監 今回は第1指揮体制のままでやっておりました。ですから、総指揮は当日の指揮隊の大隊長が総指揮となります。ただ、私も大隊長のほうから連絡を受けまして、署長に来ていただきたいということで現場のほうに向かいました。ただ、議員のおっしゃりたい趣旨がちょっとよくわかりませんが、私としましては、高層マンションの火災ではございますけれども、あくまでも収容物が多くて、消防隊が消火に手間取っているので時間がかかったということなので、その辺に対しましては指揮体制を上げようとか、そういった発想はございませんでした。

以上です。

○野田直人議長 平井議員。

○平井明美議員 ちょっと聞きますけれども、集団災害というのをね、まあ規定があるそうなんですけれども、とりあえず集団災害の人数というのはどのぐらいの規模のことを言うんでしょうか。

○野田直人議長 答弁願います。

江口消防署統括監。

○江口消防署統括監 お答えいたします。

消防署には、今申し上げましたように警防規程というものがございまして、警防規程の第48条のところには集団災害ということでございますけれども、そこには明確に載っておりません。内容につきましては、警防本部は、集団災害が発生した場合は情報収集を行い、そして、活動車両を指揮統制しなさいということが書いてありまして、集団災害がどれぐらいの人数なのかとかどれぐらいの規模なのかということは書いておりません。ただ、消防としましては、傷病者の人数ですとか重症度、それからやはり災害の特異性とかを勘案しまして、要するに今の現消防力では対応できないぐらいの規模のものは、やはり集団災害に当たるんじゃないかと考えております。

以上です。

○野田直人議長 平井議員。

○平井明美議員 集団災害の国の基準は20人からだそうです。埼玉県は10人以上としております。そういった意味で、人数は決まっているんですね。そういった意味で、今回私が申し上げたいのは、消防職員、団員、180名として、市民が230名で、約400人の方が右往左往している中で、先ほどの取り仕切ったのは何人かと聞きましたら、大隊長とそのほか2人という3人なんですね。3人で400人近い人のさまざまな問題を解決できるのかなと思ったんでお聞きしたんですけれども、その点はどうでしょうか。

○野田直人議長 答弁願います。

江口消防署統括監。

○江口消防署統括監 お答えいたします。

指揮の関係につきましては大隊長にやっていただいております。私も呼び出しがありましたので、来まして、大隊長とともに指揮をとったわけございまして、そこで特に私は問題があると思っております。といいますのは、車両が19台、そして消防職員75人集まってということで、これは実は広域前の所沢消防の消防車両と同じ台数なんですね、大体。そうしますと、広域消防のすごいなと思うところは、中高層火災で、しかも特異事案で、特命を含めまして19台の車が来たということで、これだけあれば、それに対応できるというふうに私も判断したところでございます。

以上です。

○野田直人議長 平井議員。

○平井明美議員 これも聞いてみたんですけれども、私も広域合併すると人数もたくさん出るし、出動台数もふえるし、車もふえるから、どんな災害でも大丈夫ということを聞いたんで、敏感に即応できますって何回も議場答弁されているので、うーん、なるほどなと思ったんですけれども、これだけ大騒ぎをして、マスコミ対応は大隊長がやったことを伺いました。そういう中で大隊長がマスコミの対応をされると。3人の中でね、その1人で、本当は現場を指揮しなくちゃいけない大隊長がマスコミの対応をすると。例えば東京都では、こういった現場の指揮をするのは6名だそうです。川越では5名ということで、所沢市は3名しかそういう方がいないということでは、これ現場軽視につながるんじゃないでしょうか。この点について伺います。

○野田直人議長 答弁願います。

江口消防署統括監。

○江口消防署統括監 お答えいたします。

指揮隊員の数が少ないのは現場軽視ではないかというお話なんですけれども、実は先ほど後続車両の部隊がたくさん来て、その者たちはどうしたのかという話をしましたけれども、その人たちというのは、中隊長の主要な方には指揮隊のほうに回っていただきまして、現場の防災センター、それから指揮本部のほうへ合流してもらいまして、人数的にはマックスで6名ぐらいいたと思います。

以上です。

○野田直人議長 平井議員。

○平井明美議員 今はそういう話を聞いているんじゃないかって、私は所沢市で広域消防になって、こういった災害でもって対応するのは何名かと聞いていますので、それではですね、

10人以上は集団災害と規定するとすれば、災害時のマスコミの対応とか避難住民の対応、それを行うのは署としてはどこになるんですか。

○野田直人議長 答弁願います。

江口消防署統括監。

○江口消防署統括監 お答えいたします。

マスコミ対応につきましては、基本的には消防の指令センターで行っております。ただ、今回につきましては、現場に報道陣が随分いましたので、報道陣の人もやはり途中経過が知りたいということがございましたので、私のほうで大隊長に指示しまして、11時5分に報道陣を集めまして、中間報告ということで報道対応させていただきました。

以上でございます。

○野田直人議長 平井議員。

○平井明美議員 指令センターがマスコミ対応とおっしゃいましたけれども、そうなんですか。消防局がそういうことをやるんじゃないんですか。

○野田直人議長 答弁願います。

江口消防署統括監。

○江口消防署統括監 お答えいたします。

指令センターは消防局でございます。

以上です。

○野田直人議長 平井議員。

○平井明美議員 消防局の中の指令センターは情報を集めるところであって、指令を出すところではないというふうに伺っているんですけれども、情報を一元化する、要するにいろいろな情報があちこち流れてしまっただけで大騒ぎになるので、情報を一元化するのが指令センターの役割と伺っておりまして、結果的に消防局の皆さんが、皆さんというか、そういうこの責任者がそういった対応をするというふうに伺っているんですけれども、だから指令センターは情報を集めて、じゃどうしようかって判断を求めるのはどこでしょうか。

○野田直人議長 答弁願います。

江口消防署統括監。

○江口消防署統括監 お答えいたします。

最終的な指揮を求めるという場面でございますけれども、第1指揮体制、第2指揮体制、第3指揮体制でございますけれども、第1指揮体制の場合は大隊長、第2指揮体制の場合は署長、第3指揮の場合は局長というふうになっておりまして、今回の場合は、災害の内容につきましては、私は第2体制に移行する必要はないんじゃないかと考えております。たしかに議員の今おっしゃるように、大勢の方が避難されたんですけれども、実は冒頭お話しさせて

いただきましたが、火災発生したときに我々が手間取ったのは、先ほど言いました大量の収容物だったんですけれども、結果的には、最終的には、火災自体は半焼だったんですね。要するに、85平米のうちの33平米しか燃えていなかった。要するに、収容物をかき出すことに時間がかかってしまったということで、消防としましては、消防が避難させたのは15階の居住者、それから16階、17階、18階までの居住者だけでございまして、あとの人には避難してくれと、あるいは避難指示したわけではございません。ただ、皆さんが、やはりテレビで流れたり、やはり不安に思ったか、あるいは警察のほうも回りまして、結果的に230人が避難することになってしまったということでございまして、これにつきましては、私どもとしては集団災害というふうには理解しておりません。

以上でございます。

○野田直人議長 平井議員。

○平井明美議員 理解しようといないと、400人近い方が右往左往する中で、きちんとした判断をするのは消防局ではないですかということを重ねて私は言っておきますけれども、局の方は1人でも2人でも行かれたんですか。メール配信は指令センターが全部出していると伺いましたけれども、ヒアリングの中では誰も行っていないと伺っているんですけれども、そのことも問題にしております。

○野田直人議長 答弁願います。

鶴島警防部長。

○鶴島警防部長 お答えいたします。

なぜ局から職員が現場に来なかったのかということでございますけれども、先ほどより江口統括監のほうで御説明させていただいておりますけれども、消防には警防規程がございまして、消防組織法の消防の任務ですとか消防法の目的ですとか、それを達成するために基本的なことを定めているものがございまして、そこで当局の警防規程によりますと、大隊長が指揮者の第1指揮体制、消防署長が指揮者の第2指揮体制、局長が指揮者の第3指揮体制というふうに、順次災害状況に応じて出動車両ですとか活動隊員もふえて、体制が大きくなっているシステムでございます。

本火災では、現場指揮者である大隊長からの要請により中央署長が現場のほうに出向して確認しております。ですけれども、指揮体制は第1のままで移行はしておりません。第1指揮体制でございましたけれども、先ほど統括監のほうから御答弁させていただきましたけれども、第1出場15台、正規に出ていっております。これは、広域前の第2出場以上の車両と職員の数でございますので、強化が図られたところだというのは統括監から御答弁をさせていただいておりますけれども、プラス4隊の増隊車両でなお厚くしてやっております。統括監からも話がありましたけれども、火災が鉄筋コンクリート造の耐火構造で、木造の住宅

密集地の火災などではございませんので、周りに延焼する危険が極めて少ないという建物でございまして、十分な対応だったというふうに考えております。

以上です。

○野田直人議長 平井議員。

○平井明美議員 残り時間少ないので、ちょっと質問を要約しますが、その規程の48条には、そういった集団的な、たくさんの、テレビが出たりそういう社会的な現象を起こしている災害については、直ちに必要な情報の収集と、災害発生に対して必要な部隊運用を行わなければならないということで、私は消防局の役割は非常に大事だということを指摘しておきます。

最後に、教訓について伺います。

○野田直人議長 答弁願います。

江口消防署統括監。

○江口消防署統括監 お答えいたします。

まずは、あってはならない誤送水の再発防止はもちろんでございますが、今回、警察と避難誘導の範囲に大きな相違があったことから、警察との情報の共有化を図ることでございます。

次に、多数の方が避難されたわけございまして、健康などの管理面の重要性からも、市役所等関係機関との連絡体制の強化、さらに今回、消防団に多大なる御協力をいただいておりますので、消防団とのさらなる協力体制の強化が重要であると考えております。

以上です。

○野田直人議長 平井議員。

○平井明美議員 もう時間がないので、これで質問終わりになりますけれども、広域消防になると、先ほど申し上げましたように、人数も車の台数もふえるから何でも対応できるという説明をしましたが、この間の所沢市の状況におきましては、荒幡の火災とか、旧町の6棟全焼した火災とか、フォーラスの火災とか、いろいろ考えてみますと、広域になったことで、所沢市も入りますけれども、山間部や、あるいは都市部、マンション部と、5市のさまざまな状況がある中で、それについての警防計画というんでしょうかね、マニュアル化をして、何かあった場合にはすぐ対応できる、そういったものを所沢市では、この広域消防ではつくっていないと思うんですけれども、もしつくっていないとすれば早急につくることを求めて、私の質問を終わります。

○野田直人議長 以上で平井議員の一般質問は終了いたしました。

次に、中元議員。

○中元 太議員 それでは、一般質問を始めさせていただきたいと思います。

埼玉西部消防組合議会議員といたしまして務めていくためにも、野田議長を初め、先輩組合議会議員の皆様から日々さまざま指導を受けているところではございますが、まだまだ未熟でございますので、管理者、副管理者の皆様初め、執行部の皆様にご迷惑をおかけするかもしれませんが、何とぞよろしくお願いいたします。

今回項目を、埼玉西部消防組合における「聴覚障がい者」への対応とさせていただきます。関連して種々お伺いしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

音声による119番通報が困難な方々が、ファクスや携帯電話、スマートフォンを使って簡単に119番通報できるファクス119番とweb119番についてでございます。利用には事前の登録が必要と聞いておりますけれども、その利用、登録及び普及拡大について、その状況をお伺いしたいと思います。

○野田直人議長 答弁願います。

鶴島警防部長。

○鶴島警防部長 お答えいたします。

ファクス119番の利用状況につきましては、平成25年ゼロ件、平成26年が1件、平成27年が1件、平成28年、ことは、7月15日現在で1件の計3件でございます。

また、web119番の利用状況につきましては、組合発足から平成28年7月15日現在で、利用はございません。

次に、web119番の登録状況につきましては、所沢市が14名、飯能市1名、狭山市2名、入間市9名、日高市5名の計31名の方が登録をしております。今後につきましては、構成5市の障害者担当及び社会福祉協議会と協力をいたしまして、登録者をふやしていきたいと考えております。

以上でございます。

○野田直人議長 中元議員。

○中元 太議員 ファクス119番のほうが救急の通報のみで、火災での通報がゼロだということをヒアリングのときにもお聞きさせていただいております。web119番の利用はなし。登録者数が、所沢市14名、狭山市2名、入間市9名、飯能市1名、日高市5名の計31名ということでございますが、聴覚障害者の手帳をお持ちの方が所沢市では556名、狭山市では342名、入間市で371名、飯能市で162名、日高市で115名、これは2014年時点での数でございますが、5市構成市合計で1,546名の方が聴覚障害者の手帳をお持ちでいらっしゃる。ということは、31名の登録に対比しますと2%の登録率になることになります。この数字をどう考えるかは今回はお聞きいたしませんけれども、登録者数をふやしていきたいとお考えのようでございますから、しっかり目標を設定していただいて取り組んでいただきたいと思います。私も登録推進に御協力をさせていただきたいと思っております。

続いて、もう少し詳しくweb119番と、今月より運用を開始しました救急受診ガイドについてお伺いをしたいと思います。

○野田直人議長 答弁願います。

鶴島警防部長。

○鶴島警防部長 お答えをいたします。

まず、web119番につきましては、携帯電話やスマートフォンなどのインターネット接続機能を利用しまして通報を行うことができるシステムでございます。聴覚障害者が事前に登録することが利用の条件になっております。

このシステムでございますが、管内における通報を基本としておりますが、国が主体となり、全国どこでも通報することができるよう、統一に向けた動きが進んでいる状況でございますので、現在のweb119番システムを推進していきたいと考えております。

次に、救急受診ガイドにつきましては、市民の方が病気やけがをして、救急車を呼んだほうがよいのか、自分で病院に行ったほうがいいのかなど判断に迷った際に、緊急度や病院受診の必要性等を確認できる埼玉西部消防局版救急受診ガイド、ウェブ方式を、全国で8番目、埼玉県内では初めての運用を今年7月1日から開始しております。パソコンやスマートフォンから消防局のホームページ、各構成市のホームページ、または直接検索によりまして、利用者が症状等の設問に回答することにより、緊急度を判断できるようになっております。

以上でございます。

○野田直人議長 中元議員。

○中元 太議員 web119番システムですね、推進、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

また、埼玉西部消防局版の救急受診ガイド、ウェブ方式というのは、全国で8番目と、埼玉県内では初めての運用と、大変すばらしい実績だと思っております。ありがとうございます。引き続きweb119番あわせて、推進のほうをお願いしたいと思います。

続いて、聴覚障害者への対応といたしまして、関連してお伺いしてまいります。

現在の救急活動等での手話通訳者の派遣体制についてお伺いをいたします。

○野田直人議長 答弁願います。

鶴島警防部長。

○鶴島警防部長 お答えをいたします。

意思疎通のための手話通訳者の派遣につきましては、障害者総合支援法に基づき、都道府県及び市町村の事業となっております。所沢市、狭山市、入間市には手話通訳者の派遣事務所が設置されておりまして、365日24時間体制で派遣事業が行われております。また、飯能市、日高市には派遣事務所が設置されておきませんので、社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉

会に依頼することとなります。

以上でございます。

○野田直人議長 中元議員。

○中元 太議員 所沢市、狭山市、入間市の3市は、手話通訳者の派遣が要望に応じて24時間365日の体制で、通訳者の名簿も整備されていると聞いております。飯能市、日高市の2市は、埼玉県が実施している聴覚障害者福祉会に依頼しているということは、飯能市、日高市での救急対応には実質的にこの所沢、狭山、入間市との3市と比較して差があるということがわかりました。要は、日高市と飯能市は、緊急の場合にも埼玉県が実施している聴覚障害者福祉会に依頼をします。ですから、所沢、狭山、入間とは違って、24時間365日すぐ来ていただけるような体制がないということが明らかとなったわけですが、では手話通訳者の派遣実績をお伺いしたいと思います。

○野田直人議長 答弁願います。

鶴島警防部長。

○鶴島警防部長 お答えいたします。

手話通訳者の派遣実績につきましては、平成25年4月以降に災害現場へ救急隊等から手話通訳者の派遣を要請したことはございません。

なお、ファクス119番受信時に、傷病者からの要請によりまして手話通訳者を派遣したことが1件ございます。

以上でございます。

○野田直人議長 中元議員。

○中元 太議員 手話通訳者を派遣したことが1件、この1件が聴覚障害者の手帳をお持ちの方1,546名中の1件と見るのか、またweb登録をされている31名中の1件と見るかはわかりませんが、何らかの要因があつて手話通訳者の派遣が少ない、もしくは119番の利用が少ないのではないかと考えております。

障害者の声を聞いた構成市の障害者担当等と情報共有についてはどのような取り組みをされておりますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○野田直人議長 答弁願います。

鶴島警防部長。

○鶴島警防部長 お答えいたします。

情報の共有につきましては、構成市の障害者福祉課、また社会福祉協議会からの要請を受けまして、聴覚障害者の定例会等において消防組合の紹介、緊急時における通報の方法、web119番への登録の呼びかけ、利用案内のパンフレットとファクス119番の通報用紙の配布などを行っております。

以上でございます。

○野田直人議長 中元議員。

○中元 太議員 今後も積極的に継続して情報の共有、お願いをしたいと思います。

最後に、消防長は、聴覚障害者への対応、手話通訳者の派遣体制の現状と課題についてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○野田直人議長 答弁願います。

荒幡消防長。

○荒幡消防長 お答えいたします。

所沢市、狭山市、入間市については、24時間体制で手話通訳者の派遣体制が構築されていますことから、構成市の全てが同一の体制がとれることが望ましいと考えております。

以上でございます。

○野田直人議長 中元議員。

○中元 太議員 消防長、ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思っております。

本年4月に施行されまして、1カ月前に公布されました障害者差別解消法というのがございます。この法律の中に、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利、利益が侵害される場合も差別に当たりますとございます。社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮、これを求められているということでございます。地方公共団体は、法的義務まで負うことになっております。そして、この社会的障壁とは、実は利用しにくい制度も含まれております。したがって、法律上、聴覚障害者の119番通報、特に緊急時の手話通訳者の派遣制度は、利用しにくい制度であってはならないということでございます。

とはいいいましても、火急に飯能市、日高市の2市が市独自の手話通訳者派遣制度を構築することができないことは私も十分認識はしております。なので、例えば暫定的に期間を決めていただいて、例えば市独自の手話通訳者派遣制度ができるまでの3年間とか5年間とかだけでも、その3市の御協力をいただいて、荒幡消防長のお考えどおり、構成5市が同一の体制をとれるよう、管理者、また副管理者の皆様にご要望を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○野田直人議長 以上で中元議員の一般質問は終了いたしました。

◎管理者挨拶

○野田直人議長 ただいま管理者から挨拶を行いたい旨申し出がありましたので、これを許します。

藤本管理者。

○藤本管理者 平成28年第2回埼玉西部消防組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、御提案申し上げました10議案につきまして、それぞれ原案のとおり可決、認定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

皆様からいただきました御意見、御要望等については、調査研究をさせていただき、今後の組合運営に反映させてまいりたいと存じます。

結びに、議員各位におかれましては、暑さも本日より一層厳しくなるとのことでありますので、健康に十分御留意され、ますます御健勝にて御活躍されますよう心より御祈念申し上げます。閉会に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○野田直人議長 以上で付議された事件は全て議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって平成28年第2回埼玉西部消防組合議会定例会を閉会いたします。

本日は御苦労さまでした。

午後4時12分閉会

職務のため議場に出席した職員の職氏名

消防局次長（書記長）町 田 昭

企画財政課副主幹（書記）黒 沢 知 邦

企画財政課主査（書記）長 岡 修一郎

企画財政課主査（書記）大 野 彰

議 長 野 田 直 人

署名議員 青 木 利 幸

署名議員 永 澤 美 恵 子